

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

2

○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】

3

○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

4

北九州市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
261	門司東本町線	前	門司区大字門司3494番8地先から 門司区大字門司3491番14まで	10.0 ～ 12.3	10.0
		後	門司区大字門司3494番8地先から 門司区大字門司3491番14まで	11.5 ～ 16.5	10.0

北九州市告示第 20 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 31 年 1 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
261	門司東本町線	門司区大字門司 3494 番 8 地先から 門司区大字門司 3491 番 14 まで	平成 31 年 1 月 24 日

北九州市告示第 21 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 31 年 1 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1059	祝町 8 号線	前	八幡東区祝町一丁目 590 番 15 地先から 八幡東区祝町一丁目 613 番 1 地先まで	4.1 ～ 9.1	33.4
		後	八幡東区祝町一丁目 590 番 15 から 八幡東区祝町一丁目 613 番 1 地先まで	7.5 ～ 13.6	33.4